

令和4年2月吉日

ご契約者各位

岩見沢市2条西16丁目1番地
岩見沢ガス株式会社

ガス料金の原料費調整制度の一部変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社では、令和4年3月分検針時より、ガス小売供給約款および各種選択約款にご契約されているお客さまにおかれまして、ご契約内容を一部変更させていただきますので、お知らせいたします。なお、ガス料金における「基本料金」、「基準単位数料金」に変更はありません。

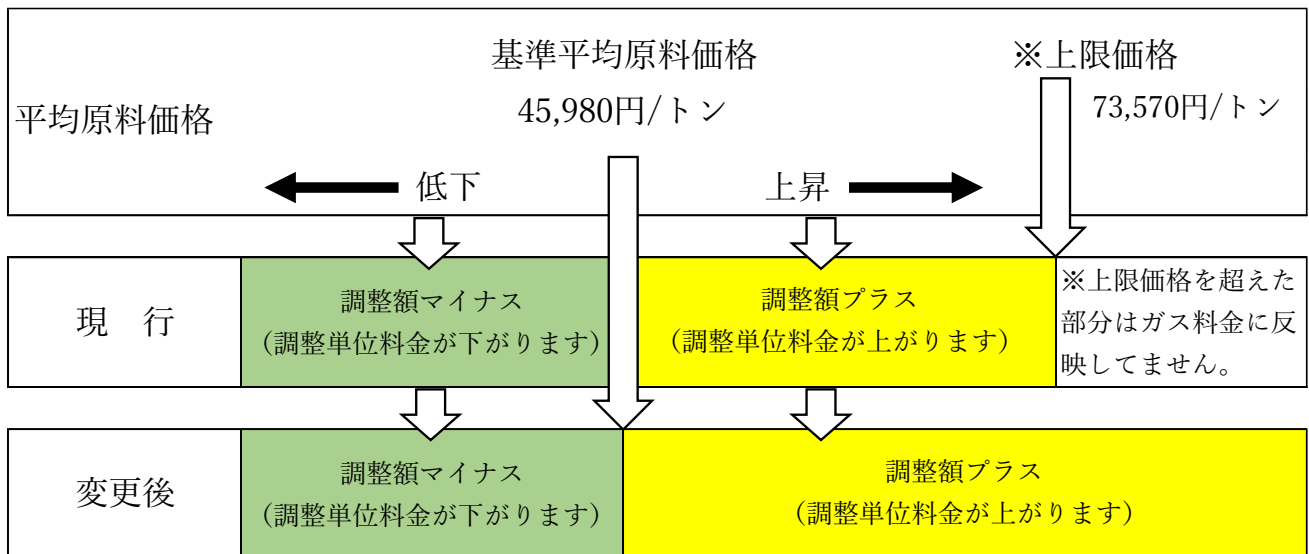
〈変更の内容〉

単位数料金の調整における上限値の廃止

原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位数料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定を削除します。

- ・ガス小売供給約款 23.(2)②ただし書き 削除
- ・各種選択約款 8.(2)②ただし書き 削除

現行は、平均原料価格の変動が、基準平均原料価格+60%の範囲内で調整を行っていましたが、新制度より平均原料価格の変動すべて調整を行います。



【裏面もご覧ください】

〈対象となる契約種別〉

ガス小売供給約款、家庭用高効率セントラルヒーティング 契約選択約款、家庭用省エネ給湯暖房契約選択約款、時間帯別 B 契約選択約款、空調用夏期契約選択約款、暖房用季節料金契約選択約款、空調パッケージ 契約選択約款

〈原料費調整制度とは〉

- ・都市ガスの原料となる LNG（液化天然ガス）や LPG（液化石油ガス）は、原油価格や為替レートの影響などにより価格が変動致します。
- ・原料費調整とは、こうした原料価格の変動を毎月のガス料金に適切に反映させる制度です。

※ なお、変更内容をご承諾いただける場合には、特段のお手続きは必要ありません。

当社ホームページにガス小売供給約款を掲載しておりますので、ご覧ください。

(URL) <http://www.iwagas.co.jp/>

〈お問い合わせ先〉

その他、ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

(小売り登録番号：B0010)

岩見沢ガス株式会社

0126-22-2158

(受付時間) 平日 午前9:00～午後5:00